

2022年
11月30日

旧規格のワイヤレスマイクの使用期限は

2022年11月30日まで



ワイヤレスマイクは電波を利用することから電波法で定められた技術基準を満足する必要があります。当社のワイヤレスマイクは電波法令の技術基準に適合していることを証明する「技術基準適合証明・工事設計認証」によって技術基準を満足し、免許をお持ちでない方でもお使い頂けるようになっています。

2005年に電波法関連法令である無線設備規制において、無線設備のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。

当社ワイヤレスマイクについても2005年の改正以降は、改正後の技術基準で「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けておりますが、それまでにご購入頂いたお客様のワイヤレスマイク(改正前に「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けたワイヤレスマイク)は、猶予期限として2022年11月30日までしかご使用頂けません。

旧規格のワイヤレスマイクを使用期限を超えて使用した場合、電波法違反になり、罰則・罰金(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)の対象になりますので、お早目の買い換えをご検討ください。

※使用期限を過ぎた場合、所持しているだけで電波法違反となる場合がありますのでご注意ください。

お使いのワイヤレスマイクの品番、 認証番号をお確かめください。

「全ての認証番号が旧規格になる製品」と、「一部の認証番号が旧規格になる製品」があります。

お使いのワイヤレスマイクが旧規格に該当するかどうか、裏面の資料をご確認ください。

ご不明な場合は、各営業所または販売代理店までご相談ください。



※認証番号の記載位置は製品によって異なります。